

## 第51回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R5.1.30) 結果

令和5年1月27日に国が定める基本的対処方針が一部変更されたことに伴い、埼玉県において「大声あり」のイベントについて、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に、収容率上限を50%とする制限の廃止など、イベントの開催制限が見直されました。

本市としても1月27日以降、引き続き、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、以下のとおりの取扱いとします。

### 1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

#### (1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和5年1月27日(金)から当面の間

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

#### (2) 市施設の取扱い

屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和5年1月27日(金)から当面の間

施設については、徹底した感染防止対策を講じるとともに、主催者などに対して感染防止対策の徹底を引き続き要請する。